

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第12号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の5中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。